

令和2年11月20日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児通所施設
指定障害児入所施設

} 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底について（通知）

日頃から本県の障がい福祉施策に各段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、未だ感染者数は全国的に高水準で推移しており、県内においても1日に200人を超える感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況となっています。また、県内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等（以下「障害者支援施設等」という。）において、大規模な集団感染（クラスター）が確認されるなど、感染例も増えており、とりわけ、同一法人内の複数事業所で同時に感染者が確認されるなど、職員や利用者を通じて感染が広がった可能性が指摘される事案も確認されています。

このような状況を踏まえ、障害者支援施設等におかれましては、引き続き感染防止の取組を徹底していただくとともに、万が一感染者が発生した場合を想定して、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1 感染防止対策の再確認と徹底

障害者支援施設等において感染拡大を最小限にとどめるためには、いわゆる「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い、消毒などの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の定着が必要です。

そのため、職員及び利用者、ご家族等に改めて周知徹底を図り、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

特に複数の職員、利用者が利用する共有スペースでは、基本的な感染対策を確実に実施するようお願いいたします。

2 外出及び外泊、面会の実施制限

利用者はもとより職員においても、不要不急の外出・外泊は行わないよう引き続き配慮をお願いします。

また、面会については、対面での面会は原則として制限し、オンライン面会を積極的に検討するなど、感染防止に向けた取組をお願いします。

3 感染者が発生した場合の初動対応の検討

万が一感染者が発生した場合にも、必要なサービスを継続して提供できるよう、職員の勤務体制や法人内での応援体制などについて、予め検討しておくことが重要です。

とりわけ、法人内の複数の事業所を兼務している職員がいる場合は、職員を通じて感染が拡大しないよう、一時的に兼務体制を制限するなどの対応について、予め検討をお願いします。

併せて、日頃から職員の名簿、勤務状況、入所者の名簿等を管理し、保健所の調査に速やかに対応できるように準備をしておくようお願いします。

問合せ先

事業支援グループ 武井

電話 045-210-4717

福祉施設グループ 為田

電話 045-285-0738